

# 山口県報

平成19年  
5月25日  
(金曜日)

## 目次

告示

- 一 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正(職員厚生課).....
- 二 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(職員厚生課).....
- 三 共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(事務課).....
- 四 国土調査の指定(地域政策課).....
- 五 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(情報企画課).....
- 六 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....
- 七 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....
- 八 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課).....
- 九 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 一〇 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 一一 公告
- 一二 一般競争入札の実施(事務課).....
- 一三 一般競争入札の実施(情報企画課).....
- 一四 介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる指定調査機関の指定(長寿社会課).....
- 一五 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....
- 一六 契約の締結(農林水産政策課).....
- 一七 土地改良区役員の届出(農村整備課).....
- 一八 基本測量の実施(監理課).....
- 一九 周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧(都市計画課).....
- 二〇 雑報
- 二一 山口県道路公社が行う有料道路の改築工事.....

### 山口県告示第二百六十九号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示(昭和四十三年山口県告示第四百五十五号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示は、平成十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 補償基礎額の表第二号のイ中、「四千七十円」を「四千百円」に改める。

### 山口県告示第二百七十号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

表中「四、二九一元」を「四、二二九円」に、「一三、二四六円」を「一三、四六七円」に、「五、〇四六円」を「四、八四七円」に、「五、九三二円」を「五、七四四円」に、「六、五八〇円」を「六、四七八円」に、「一六、一六一円」を「一六、二四〇円」に、「七、〇九八円」を「七、〇六二円」に、「一九、四七三円」を「二〇、〇八四円」に、「七、二〇二円」を「七、二三三円」に、「二一、六二五円」を「二二、五九一元」に、「七、〇四三円」を「六、九七三円」に、「三三、一一二円」を「二

三、九四一円」に、「六、五七九円」を「六、四七九円」に、「二三、五五六円」を「二四、一六四円」に、「六、〇四二円」を「五、八四三円」に、「二三、三〇七円」を「二三、九二八円」に、「四、四九八円」を「四、五三九円」に、「二一、四六一円」を「二一、一六四円」に、「四、〇七〇円」を「四、一〇〇円」に、「一五、五三五円」を「一四、六〇八円」に改める。

**山口県告示第二百七十一号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七條の五第一項の規定により、税務電算システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務の契約に係る一般競争入札に共同企業体を結成して参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 経営規模等入札参加資格

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (一) 政令第六百六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
- (二) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十七年山口県告示第三百七十六号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成十九年山口県告示第五十四号）に基づき資格審査において、システムの設計及び開発について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

二 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式）及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 委任状

- (一) 申請書等の提出場所  
山口県総務部税務課 山口市滝町一番一号
- (二) 申請書等の提出期間  
随時とする。

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
 審査終了後、経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を発送する。

三 その他

この審査についての問合せは、山口県総務部税務課（電話〇八三―九三三―二二九三）にすること。

別記様式

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年月日

山口県知事 様

申請者 (共同企業体の代表者)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の共同企業体について、貴県所管に係る税務電算システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

共同企業体の名称	
構 (代表者)	商号又は名称及び代表者氏名
成	
員	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

山口県告示第二百七十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査の指定をした。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 地籍調査を行う者の名称  
平生町

- 二 調査地域

熊毛郡平生町大字平生町及び大字平生村

- 三 調査期間

平成十九年五月二十五日から平成二十年三月三十一日まで

- 四 指定の年月日

平成十九年五月二十五日

山口県告示第二百七十三号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成十九年山口県告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 一の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ネットワークパソコン」を「ネットワークパソコン 山口県ウェブサービス提供システムに係るサーバ等」に改める。

山口県告示第二百七十四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理理容師資格認定講習会として指定した。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 講習会の主催者  
名称 財団法人理容師美容師試験研修センター  
所在地 東京都港区虎ノ門二丁目二六番五号
- 二 講習会の開催期間  
平成十九年十月二十二日(月曜日)から同年十一月五日(月曜日)まで
- 三 講習会の開催場所  
山口市吉敷三三三五の一 山口県総合保健会館
- 四 講習会の受講料  
一万四千元

**山口県告示第二百七十五号**

美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 講習会の主催者  
名称 財団法人理容師美容師試験研修センター  
所在地 東京都港区虎ノ門二丁目二六番五号
- 二 講習会の開催期間  
平成十九年十月二十二日(月曜日)から同年十一月五日(月曜日)まで
- 三 講習会の開催場所  
山口市吉敷三三三五の一 山口県総合保健会館
- 四 講習会の受講料  
一万四千元

**山口県告示第二百七十六号**

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
湊区域 津黄区域 久原区域		敷網漁業 " 総トン数十トン未満の漁船により行つ漁業以外の漁業	

**山口県告示第二百七十七号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年五月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 下松鹿野線  
道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
下松市大字末武上字上中嶋一〇七八 の一四地先から 同市 同大字字兼光一〇九四の一 地先まで		最狭 二九・〇八	最狭 一八・〇八		一七八・七	道路改良工 事の完了による

**山口県告示第二百七十八号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年五月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 下松鹿野線	下松市大字末武上字上中嶋一〇七八の一四地先から 同市 同大字字兼光一〇九四の一四地先まで	平成十九年五月二十 十六日



(二五八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

税務電算システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十年一月三十一日までの間

(四) 履行場所

山口県総務部税務課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者又は共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十九年山口県告示第二百七十一号)に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体でその構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第百六

十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十四号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成十九年五月二十五日から同年七月六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成九年四月一日から平成十九年五月二十五日までの間に、国、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)(又は税務電算システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務委託総合評価審査委員会の委員が所属する法人でないこと。

(八) 一に掲げる業務において他の共同企業体の構成員または他の参加者でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札より行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもつて落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額(以下、「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部税務課

(三) 受領期限

平成十九年七月五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年七月六日午後二時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成十九年七月六日午後二時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体概要、業務システム、システム基盤並びに設計に関する計画及び体制に係る提案並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体概要、業務システム、システム基盤並びに設計に関する計画及び体制並びに技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能等評価(システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

(1) 価格評価 千点

(2) 機能等評価

全体概要 二百点

業務システム 三百点

システム基盤 三百点

4 適否判定

税務電算システム再構築に係る基本計画作成及び基本設計業務委託総合評価審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、次に掲げる場合には、落札者とならない。

1 全体概要、業務システム、システム基盤又は設計に関する計画及び体制並びに技術的能力に係る評価点が、入札説明書に定める合格基準点に満たない場合

2 提案書において、別表第一に掲げる評価の項目のうち、提案の趣旨、設計開発方法、作業の内容及び全体の日程、システムの概要、課題に対する提案、ハードウェア及びソフトウェアの構成、セキュリティ、システム運用並びに基本計画及び設計の体制の内容が、適切に記述されていない場合

3 十の(一)の4の適否判定において提案の内容について否と判定された場合

落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能等評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 契約書の作成の要約  
要
- (三) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成十九年六月二十二日午後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出するもの。この場合において、共同企業体を結成して参加する者は、すべての構成員に係る2及び3に掲げる書類を提出するもの。なお、その確認結果を記載した書面を平成十九年六月二十九日までに提出する。
  - 1 入札参加資格確認申請書
  - 2 経歴証明書
  - 3 1)に掲げる業務に担当する業務を履行した実績を記載した書類
- (四) 契約締結金  
免状のもの。
- (五) 1)の公時後に、前掲入札に参加するため必要な一般競争入札の資格審査の申請書等の提出、2)口県各社管理課へ申請書と申請書を提出するもの。
- (六) 経理上のこと、3)口県総務部税務課(電話〇八三一九三三三―一三九三三)に問い合わせるもの。

十四 山 口 県 報

- (1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Master planning and basic design for restructuring taxation computer system
- (3) Term of the contract: From the day after the contract through January 31, 2008
- (4) Delivery place: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: System Development Group, Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2293)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 5, 2007 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 6, 2007)

別表第1

評価の項目	評 価	の 基 準

全 体 的 要 求	機 体 要	業 務	シ ス テ ム	ス ン	ナ	ム
<p>提案の趣旨</p> <p>設計開発方法</p> <p>作業の内容及び全体の日程</p> <p>要員体制</p> <p>システムの概要</p>	<p>1 採用する設計開発方法及びその採用の理由が明確に記述されていること。</p> <p>2 採用する設計開発ツール、設計開発言語等について、その概要、特徴、適用範囲、採用の理由等が記述されていること。</p> <p>3 運用経費の削減に關する構成以外の構成であったとしても、運用経費の更なる削減を安定的に達成することが可能な基本構成の提案であれば、評価の対象とする。</p> <p>1 作業の内容及び仕様の内容を満たす提案であること。</p> <p>2 効率的な作業の日程が提案されていること。</p> <p>3 システムの日程が明確に記述されていること。この場合において、システム基盤及び運用の設計の工程についても明確に記述されていること。</p> <p>4 システム別の作業項目について記述されていること。</p>	<p>業務体系</p> <p>新業務フロー</p> <p>機能一覧</p> <p>課題に対する提案</p>	<p>1 仕様書に基づき提案するシステム全体に關して、全体の枠組み、基本的な考え方や、システム導入のスケジュールが記述されていること。</p> <p>2 税務電算システムや現行の税務電算システムの改善の方向性を考慮し、システムの上で、システムの概要について考え方や提案するシステムによる対応策等について説明されていること。</p> <p>3 パッケージソフトウエアを利用する場合は、その概要、機能、特徴、適用範囲、適用方法、導入実績及び選定理由について記述されていること。</p> <p>1 税務電算システムにおけるシステム化の範囲として、業務体系が記述されることとする。なお、現行の税務電算システムの部分的な機能統合等による改善を内容とする提案であれば、評価の対象とする。この場合において、その変更点とする明確にすることを、その考え方の理由が明確に記述されていること。</p>	<p>1 必要となる機能が一覧で示され、かつ、その機能の概要が記述されていること。この場合において、照会機能も含め漏れなく記述され、かつ、画面、バッチ処理等の区別が明確に記述されていること。</p> <p>2 仕様書に記述されている機能要件及びシステム要件に対する改善点等が明確に記述されていることと、その理由が説明されていること。</p>	<p>仕様の記述に記述されている内容に十分留意した上で、下記の要件に対する具体的な対応策、実現方法等について記述されていること。</p> <p>1) セキュリティ対策(職員認証)</p> <p>2) 共通管理方式</p> <p>3) 添削管理方式</p> <p>4) システム単行構成システム(財務会計及び文書管理)との連携</p> <p>5) 申告書の電子化</p> <p>6) 電子帳票(電子公印及び電子決裁)</p> <p>7) エンタープライズネットワーク</p> <p>8) クラウドサービスとの連携</p>	<p>ム</p>

実態調査	<p>(9) 地方税ポータルシステム及び自動車保有関係手続のコンソフト サービスとの連携</p> <p>(10) 自動車登録情報及び軽油流通情報管理の情報処理との連携 (11) その他経路上想定される課題</p>
基本的な考え方	<p>入札説明書の内容を踏まえ、実態調査の項目及び調査結果の分析方法について記述すること。この場合において、考慮しておくべき事項等があれば、その内容が記述されていること。</p> <p>税務電算システムを構築するに当たって、システム基盤の構築に係る基本的な考え方、方針等が整理して記述されていること。</p>
ハードウェア及びソフトウェアの構成	<p>1 仕様書の要件を踏まえ、税務電算システム用に別途県が調達していること。</p> <p>2 ハードウェア、基本ソフトウェア等のシステム構成について提案されていること。</p> <p>3 必要と考えられる信頼性向上方式が提案されていること。</p> <p>4 提案するハードウェアの全体構成図及び各ハードウェアに搭載するソフトウェア構成図が提示されていること。この場合において、各ハードウェアには名称が付けられ、当該名称の統一化が図られているものであること。</p> <p>5 ステム構成要素についての拡張性が提示されていること。</p> <p>6 下記の書類が入札説明書で定める様式により適切に作成されていること。</p> <p>(1) ハードウェア一覧</p> <p>(2) ソフトウェア概要</p> <p>(3) ソフトウェア仕様</p>
処理方式	<p>1 業務システムの概要から処理方式の抽出及び共通化等の検討を行うこと。</p> <p>2 処理方式に関する課題等を明確にした上で、処理方式の基本的な考え方、方針等について整理して記述されていること。</p> <p>3 業務、制限事項等がイメージ図とともに明確に記述されていること。</p> <p>4 エンジン、プラットフォーム、ネットワーク、処理手順等が漏れなく表現されるよう、イメージ図は、当該処理で使用するハードウェア、本県が想定している処理パターン以外の処理パターンであっても、より適切なもの提案であれば評価の対象とする。</p> <p>(1) オナライン更新処理</p> <p>(2) オナライン帳票出力処理</p> <p>(3) オナライン処理</p> <p>(4) オナライン帳票出力処理</p> <p>(5) 文書管理(電子決裁)</p> <p>(6) システムファイル連携処理</p> <p>(7) システムベースの構造の考え(方)</p> <p>(8) システムベースの構造の考え(方)</p> <p>(9) システムベースの構造の考え(方)</p> <p>(10) システムベースの構造の考え(方)</p> <p>(11) システムベースの構造の考え(方)</p> <p>(12) システムベースの構造の考え(方)</p> <p>(13) システムベースの構造の考え(方)</p> <p>(14) システムベースの構造の考え(方)</p>
性能	<p>1 性能面に関する考え方が記述されていること。目標値及び具体的な数値が規定している下記の処理性能について記述されていること。</p> <p>(1) 実現方法</p> <p>(2) オナライン処理性能</p> <p>(3) バッチ処理性能</p> <p>(4) ハット処理性能</p>
セキュリティ	<p>1 セキュリティ要件に関する基本的な考え方及び方針が記述されていること。</p> <p>2 その他税務電算システムの構築に際して実装することが望ましいと思われる</p>

システム運用	<p>1 システムの運用体制を含めた運用全体の形並びに整理した運用要件及びそれを運用する運用方式が記述されていること。</p> <p>2 提案する運用ツールについて、入札説明書で定める形式に上り、その概要、特徴及び主な仕様、適用範囲、運用方法、導入実績並びに選定理由が記述されていること。この場合において、運用管理ツール等の適用範囲と人間系の適用範囲がわかるよう記述されていること。</p>
基本計画及び設計方法の考え方	<p>プロジェクト管理に関する考え方に記述されていること。</p>
品質管理等	<p>品質管理、コスト管理及びリスク管理に関する考え方、実施方法、具体的な目標等が記述されていること。</p>
今年度の作業の日程	<p>一に掲げる業務について作業の日程が明確に記述されていること。</p>
成果物	<p>一に掲げる業務の成果物の内容について記述されていること。</p>
基本計画及び設計規模及び工数	<p>1 基本計画及び設計規模が記述されていること。この場合において、規模を表す単位の定義(フランククシヨソボイント法との関連)が明確にされていること。</p> <p>2 基本計画及び設計工数について工程別及び要員クラス別に記述されていること。</p> <p>3 その他必要な作業についての工数について項目及び工数が記述されていること。</p> <p>4 上記すべての工数算定の根拠について基本計画及び設計規模との関連性が明確に記述されていること。</p>
基本計画及び設計の体制	<p>1 基本計画及び設計の体制に関する提案者と本県の役割分担が記述されていること。この場合において、本県が現状において確保することが可能な要員数、この範囲内で実施することが可能な提案者の体制及び作業方法について、工程別に記述されていること。</p> <p>2 基本計画及び設計の体制及び要員の役割を明示した上で、その考え方、根拠等の説明が記述されていること。</p>
参画要員の経験及び資格	<p>1 一に掲げる業務に従事する要員の所属部署、役職、資格、経歴、実績、下記の者について記述されていること。</p> <p>2 (1) 業務改善の手法を理解し、業務改革に関する知識及び経験を有する者</p> <p>(2) 要件定義及び設計に関する知識及び経験を有する者</p> <p>(3) 業務分析、及びシステムに関する知識及び経験を有する者</p> <p>(4) 業務改善の手法に関する知識及び経験を有する者</p> <p>(5) 情報処理技術者、ITコーディネータ等の資格を有する者</p> <p>(6) フロントエンド、プロジェクトマネージャとしての能力が十分である者</p>
業構等	<p>1 国、都道府県又は指定都市から委託を受けて業務に関する業務を実施する者が最新の情報が記述されていること。</p> <p>2 その旨が記述されていること。</p> <p>3 情報通信技術の動向調査又は評価を実施することが可能である場合には、その旨が記述されていること。</p>



標準規格等	1 国際標準化機構の標準規格等の資格、認証等の取得の状況が記述されていること。 2 フライバシーム認定又は個人情報情報の保護に関連する認証等の取得の状況が記述されていること。
情報戦略、システム構想及びシステム計画	業務改善、業務フロー、システムの評価及び分析、情報戦略策定、システム構想策定、システム計画等の高画面上において提案した手法、方法論、ツール等が記述されていること。

別表第2

判定の項目	判定の基準
形式及び装订	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	全体として経費の削減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものであるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(二五九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
  - 次に掲げる物品等の借入れ
    - (一) 物品等の名称及び数量
    - (二) 山口県ウェブサービス提供システムに係るサーバ等 一式
    - (三) 物品等の特質等
  - 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 使用期間

平成十九年九月一日から平成二十四年八月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口市熊野町一番一五号 山口アクセスポイント

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

- (二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

- (五) 平成十九年五月二十五日から同年七月五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

- (六) 平成十七年四月一日から平成十九年五月二十五日までの間に、一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一五号 山口県地域振興部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県地域振興部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

- (一) 提出場所  
山口県地域振興部情報企画課
- (二) 受領期限  
平成十九年七月四日午後五時(入札書を持参する場合は、平成十九年七月五日午前十時)

七 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県地域振興部情報企画研修室
- (二) 日時  
平成十九年七月五日午前十時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
- (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

- (一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

- (二) 審査基準

- 1 価格に関する提案の評価  
提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。
- 2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価  
提案書に記載された全体概要、システムの機能及びシステムの保守管理に係る提案並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体概要、システムの機能、システムの保守管理及び技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一

のとおりとする。

3 配点

価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)、機能評価(システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。)、及び技術的能力評価(技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。

- (1) 価格評価 四百点
- (2) 機能評価  
全体概要 百点  
システムの機能 二百点  
システムの保守管理 二百点
- (3) 技術的能力評価 百点
- 4 適否判定

山口県ウェブサービス提供システム審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

十一 落札者の決定方法

- (一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五十五条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価、機能評価及び技術的能力評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とししない。
- (二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機能評価に係る評価点(最も高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点(最も高い者)が最も高い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成十九年六月八日午後五

時までに山口県地域振興部情報企画課に提出するもの。なお、その確認結果を記載した書面を平成十九年六月十三日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書（外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

- 3 上記に掲げる物品並びに類似する物品を搬入した実績について記載した書面
- （五） 契約保証金  
免状による。

（六） この公告後、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請を希望する場合は、山口県公共管理局物品運搬課に申請書を提出するもの。

（七） 詳細については、山口県地域振興部情報企画課（電話〇八三一九三三三一一八六〇）に問い合わせるもの。

十川 Summary

- (1) Division in charge of the contract : Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased : A set of Web Service System of Yamaguchi Prefecture
- (3) Use term : From September 1, 2007 to August 31, 2012
- (4) Use place : Yamaguchi Access Point, 1-15 Kumano-cho, Yamaguchi City
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Information Technology Planning Division, Regional Promotion Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL 083-933-2860)
- (6) Time-limit for tender : 5:00 P.M., July 4, 2007 (In case of bringing a tender : 10:00 A.M., July 5, 2007)

別表第 1

評価の項目	評 価 の 基 準
提案の趣旨	システムに係る機器の借入れに至る背景や課題を十分に理解し、借入れの目的並びに機器の保守及び管理についての提案の趣旨が明確に記載されていること。
システムの構想	システム全体に関して、全体の枠組み、基本的な考え方、特徴等が簡潔に提案されていること。
工程計画	下記の事項について提案されていること。 (1) 5年間の概括する全体の工程に関する計画 (2) 契約の時点から安定稼働期までの実行に関する計画
全 体	

要 概	成 果 物	仕 様 書 の 条 件 を 満 た す 提 案 で あ る こ と 。
システムの全体構成	システムの安全性及び信頼性	1 ハードウェア、ソフトウェア等のシステム構成図について提案されていること。 2 システム構築上の費用削減対策が提案されていること。
システムの汎用性及び拡張性	システムの安全性及び信頼性の確保について提案されていること。	ハードウェア及びソフトウェアについて、システムの汎用性及び拡張性が提案されていること。
他のシステムとの連携	他のシステムとの連携について提案されていること。	
システムの構成	システムの性能	1 仕様書に基づくウェアベース公開システムに係る下記の事項について提案されていること。 (1) CPUの処理速度、メモリの容量、ハードディスクの容量等のシステムの性能 (2) ハードウェア、ソフトウェア等の機能及び機器の構成
ネットワークの構成	ネットワークの構成	仕様書に基づくネットワークの構成について、ネットワーク構成図を用いて提案されていること。
設置場所の使用要件	設置場所の使用要件	仕様書に基づくシステム設置場所の使用条件について記述されていること。
セキュリティ要件	セキュリティ要件	1 山口県情報セキュリティポリシーに準拠したシステム及びネットワークの構成とすること。 2 セキュリティ対策の手順を具体的に定めたセキュリティポリシーの実施に係るマニュアルについて提案されていること。 3 不正アクセスの防止に配慮したハードウェア及びソフトウェアの構成等並びにウイルス、スパムメール等に対する対策について提案されていること。
作業要件	作業要件	仕様書に基づく作業要件について記述されていること。
システムの構築体制	システムの構築体制	仕様書に基づくシステムの構築体制について具体的な記述がされていること。
システムの運用	システムの運用	計画的にシステムの運用を停止する場合を除き、運用が停止することを防止するための技術面並びに運用の管理面での提案がされていること。
保守管理体制	保守管理体制	仕様書に基づくシステムの保守及び管理の体制について提案されていること。
システムのバックアップ	システムのバックアップ	仕様書に基づくシステムのバックアップについてネットワーク構成図、表等を用いて提案されていること。
セキュリティ対策	セキュリティ対策	不正アクセスの防止に配慮したシステムの保守管理体制及びウイルス、スパムメール等に対するセキュリティ対策について提案されていること。

保守管理	システム監視	山口県のシステム管理者と連携し、サーバの稼動状況の監視及びアクセスに関する記録の検査等の監視を行う方法が提案されていること。
	障害対応	1 障害が発生した場合に速やかに復旧作業を行う体制について提案されていること。 2 障害が発生した場合にその原因を特定し速やかに復旧作業を行うための手法について提案されていること。
技術的能力	役割分担	仕様書に基づくシステムの保守及び管理に係る役割分担について提案されていること。
	秘密の保持	業務に関して知り得た情報等の管理について提案されていること。
技術的能力	類似業務の経験	提案する機器に係るシステムで、その規模が入札に付する機器に係るシステムと同等以上のもの設計、構築、運用及び管理について、施行実績が記述されていること。
	業務に従事する者の経験及び資格等	1 システムの設計及び構築から安定稼働期までの業務に従事する下記の者について、所属部署、役職、資格、経歴、実績等が記述されていること。 (1) 導入する仮想化技術に関する知識とシステムの構築について十分な実績を有する者 (2) 導入するソフトウェアに関する知識及びシステムの構築について十分な実績を有する者 (3) システム構築及び運用に必要なハードウェアに関する知識、保守及び管理についての十分な実績を有する者 (4) プロジェクトマネージャ業務の遂行に有効な情報、手法、技術等を入力する方法について記述されていること。
業務及び資格等	1 国際標準化機構が定めるISO9001等の認証の取得について記述されていること。	2 セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること。 3 国及び都道府県と物品の賃貸借契約を締結し、円滑に実施した経験があれば記述すること。
	2	

別表第2

判定の項目	判定の基準
形式及び装订	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に則したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	予定価格の範囲内であって、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものであるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。

提案性 全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

(1)(六〇) 介護サービス情報の調査の実施に関する事務を行わせる指定調査機関の指定  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十第一項の規定により、指定調査機関を次のとおり指定しました。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号
  - 二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号
  - 三 調査を行う介護サービスの種類  
訪問リハビリテーション
- 
- 一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号
  - 二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号
  - 三 調査を行う介護サービスの種類  
通所リハビリテーション
- 
- 一 指定調査機関の名称及び住所  
社会福祉法人山口県社会福祉協議会  
山口市大手町九番六号
  - 二 調査事務所を行う事務所の所在地  
山口市大手町九番六号
  - 三 調査を行う介護サービスの種類  
介護療養施設サービス

訪問リハビリテーション

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
訪問介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
訪問入浴介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
訪問看護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
通所介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
通所リハビリテーション

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一
- 三 調査を行う介護サービスの種類  
特定施設入居者生活介護

- 一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一
- 二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一

三 調査を行う介護サービスの種類  
福祉用具貸与

一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一  
二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一  
三 調査を行う介護サービスの種類  
居宅介護支援

一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一  
二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一  
三 調査を行う介護サービスの種類  
介護福祉施設サービス

一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一  
二 調査事務を行う事務所の所在地  
山口市宮野上一六三の一  
三 調査を行う介護サービスの種類  
介護保健施設サービス

一 指定調査機関の名称及び住所  
特定非営利活動法人やまぐち介護サービス評価調査ネットワーク  
山口市宮野上一六三の一  
二 調査事務を行う事務所の所在地

三 調査を行う介護サービスの種類  
介護療養施設サービス

(二六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年一月十二日山口県公告(九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成十九年五月二十五日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパーセンターライアル新下関店  
所在地 下関市一の宮町一丁目四の七  
二 意見の概要  
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(二六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年一月十六日山口県公告(一六)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。  
当該意見は、平成十九年五月二十五日から同年六月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。  
平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) シュープラザ・ウォンツ下松桜町店  
所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一  
二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二六三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地  
山口県下関水産振興局 下関市大和町一丁目一六番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
電気 二百五十三万九千キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成十九年三月十六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号
- 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)  
三千三百五十六万五千八百一十一円
- 七 入札公告日  
平成十九年二月二日
- 八 その他

(二六四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住 所
秋穂土地改良区	理事	竹繁三佐夫	山口市秋穂東三四二六
		安光 章	秋穂西一七三八
		吉田 悦次	秋穂西二六〇六
		橋本 伯明	秋穂東一一七
		山本 一三	一三四六
		中川 征夫	四一三五
		村田 廣人	六九六一
		原 壽一	秋穂西二七四の三
		内田 淳夫	四一九
萩市三見土地改良区	理事	三村 至宏	萩市三見二六六八
		三村 久米洋	二五三六
		奥富 輝之	二二六四
		横田 憲典	三〇二七の二
		阿武耕三郎	七四八
		吉村 剛	一八七二
		松尾 賢次	五二九
		川辺 伊輔	二四八五
		森田 重遠	二六三五
防府市金波土地改良区	理事	安田 春二	防府市大字大崎三三八
		綿貫源太郎	大字下右田九九八
		中司 實	大字上右田一五八三の一
		加藤 榮作	大字高井一五八の一
		松永 治美	大字上右田一八九七
		田村 京亮	大字高井六五三
		徳永 輝夫	大字上右田二二二〇
岩国市天尾土地改良区	理事	村岡 侑	岩国市天尾四八七
		中村 和壽	一〇二九
		松本 俊一	二八二
		塚本 司郎	四三五

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
秋穂土地改良区	理事	竹繁三佐夫	山口市秋穂東三四二六	
		安光章	秋穂西一七三八	
		松本明眞	秋穂東一一七	
		橋本伯明	秋穂西二六〇六	
		山本一三	秋穂西二六〇六	
		金巨實	秋穂西二六〇六	
		原田維公	秋穂西二六〇六	
		吉田悦次	秋穂西二六〇六	
萩市三見土地改良区	理事	三村至宏	萩市三見二六六八	
		三村久米洋	萩市三見二六六八	
		奥富輝之	萩市三見二六六八	
		横田憲典	萩市三見二六六八	
		阿武耕三郎	萩市三見二六六八	
		吉村剛	萩市三見二六六八	
		松尾賢次	萩市三見二六六八	
		川辺伊輔	萩市三見二六六八	
		森田重遠	萩市三見二六六八	
防府市金波土地改良区	理事	安田春一	防府市大字大崎三三八	
		内海巖	防府市大字大崎三三八	
		中司實	防府市大字上右田一五八三の一	
		渡邊誠	防府市大字上右田一五八三の一	
		綿貫源太郎	防府市大字下右田九九八	
		田村京亮	防府市大字高井六五三	
		重村行一	防府市大字上右田一三九八	
岩国市天尾土地改良区	理事	村岡侑	岩国市天尾四八七	
		中村和壽	岩国市天尾四八七	
		松本俊一	岩国市天尾四八七	
		塚本司郎	岩国市天尾四八七	

二 退任した役員

氏名	住	所
古川マツ子	山口市	三三九
福岡照子	山口市	五二二
岡本民生	山口市	二九二

古川マツ子	山口市	三三九
福岡照子	山口市	五二二
角治信	山口市	二七三

(二六五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類  
基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

- 二 作業の地域  
下関市、宇部市、山口市、防府市、長門市及び周南市

- 三 作業の期間  
平成十九年五月三十一日から平成二十年二月二十八日まで

- 一 作業の種類  
基本測量(基準点改測)

- 二 作業の地域  
宇部市及び山陽小野田市

- 三 作業の期間  
平成十九年五月三十一日から平成二十年二月二十八日まで

(二六六) 周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十九年五月二十五日

山口県知事 二井 関成



- 一 都市計画の種類及び名称
- 二 周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 三 都市計画を変更する土地の区域
- 四 周南市晴海町、臨海町及び大字榎ヶ浜
- 三 都市計画の案の縦覧期間
- 四 平成十九年五月二十五日から二週間
- 四 都市計画の案の縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課並びに周南市都市開発部都市計画課及び周南市新南陽総合支所



山口県道路公社が行う有料道路の改築工事

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき、有料道路の改築に関する工事を次のとおり行います。

平成十九年五月二十五日

山口県道路公社  
理事長 吉富克史

- 一 有料道路名
- 二 山口宇部有料道路
- 二 路線名
- 三 県道山口宇部線
- 三 工事の区間
- 四 山口市阿知須及び宇部市大字東岐波地内
- 四 工事の種類
- 五 改築工事
- 五 工事の開始年月日
- 五 平成十九年五月三十一日

平成十九年五月二十五日印刷  
発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)